

川崎市訓令第2号

庁 中 一 般

各 か い

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令

川崎市公文書管理規程（昭和３６年川崎市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第５号を削る。

第６条第３項中「１名」を削る。

第２３条の次に次の１条を加える。

（電子正本化等の対象とならない公文書）

第２３条の２ 規則第５条の２第１項及び第９条第２項ただし書に規定する市長が定めるものは、次に掲げる公文書とする。

- （１）電子正本化等により保存の方法に係る法令等の規定に抵触するもの
- （２）電子正本化等により原本としての効力を有しなくなるおそれがあるもの
- （３）現に係属している訴訟、審査請求その他の争訟に係るもの
- （４）歴史的文化的価値があると認められるもの

第２８条の４を次のように改める。

（電子署名）

第２８条の４ 施行する電磁的記録のうち、前条第１項各号に掲げる文書に係るものについては、川崎市電子署名規程（令和７年川崎市訓令第１号）の定めるところにより電子署名（同規程第２条第１号に規定する電子署名をいう。）を行わなければならない。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。